第2章 計画の基本的な考え方







すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点の設置

基本施策

子育でを支援する 総合相談窓口機能の整備

『相談を支援につなげる』

子どもや子育てにまつわる相談窓口に多様な専門職を配置し、柔軟かつ幅広い相談に対応します。

相談記録や健診データを一元管理し、支援漏れを防ぐとともに適切な支援を実現します。

基本施策

児童虐待への対応と防止 対策の強化

『虐待ゼロへむけて』

虐待の発生を予防するために、子育ての不 安感や負担感を解消する支援を充実していき ます。虐待の疑いも含めて、できるだけ早期 に発見、対応できる体制を構築します。

- 5 -

基本施策

保健・福祉と教育の情報・ 意識の共有と連携の強化

『支援を広げるSSW』

子どもを取り巻く問題が多様化・複雑化する就学以降の支援には、SSW(スクールソーシャルワーカー)を活用し、学校・家庭・地域の支援ネットワークを強化します。

基本施策

義務教育終了後の継続 した支援

『支援を継続する』

学齢期の不登校、引きこもりなどの問題が長期化し、中学校卒業後も継続的な支援が必要となる場合や、高校中退者への支援などについて取り組みます。

基本施策

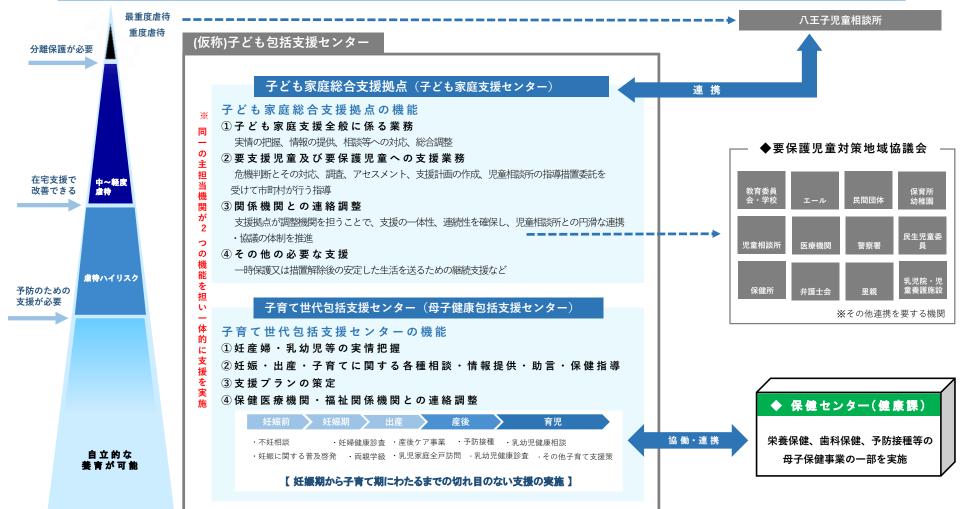
子育て支援資源の育成と 協力体制の構築

(O D)

『支えあいの地域づくり』

子育て世代の課題やニーズを地域の様々な 人や機関と共有し、子育て支援に主体的に取 り組む活動を後押し、支えあいの地域づくり を推進していきます。

◆ 『子育て世代包括支援センター』及び『子ども家庭総合支援拠点』の設置イメージ



◆ 要保護児童対策地域協議会とは

虐待を受けている子どもやさまざまな問題を 抱えている要保護児童等の早期発見や適切な支 援等を行うために、必要な情報を共有し支援内 容の検討を協議し、関係機関の連携と協力のも と適切な支援を行います。センター(子ども家 庭総合支援拠点)は協議会の調整機関として地 域の子どもを守るネットワークづくりの中心を 担います。

◆ 要保護児童対策地域協議会は三層構造

<個別支援会議>

通告や相談を受けたケースの今後の支援を検 討する会議。

<実務者会議(地域別会議)>

実際に活動する実務者で構成する協議会の主 体となる会議。

<代表者会議>

機関や組織の代表、管理職などで構成され基本的に年1回実施。協議会活動への理解を深め、認識を高めることで、実務者が活発に活動できる環境づくりを推進する。

◆ 保健センター(健康課)

母子保健は妊産婦・乳幼児、思春期・更年期 と生涯を通じた健康の保持及び増進を図るとされ、保健センター(健康課)でも母子保健事業 の一部を実施している。

(仮称)子育て世代包括支援センター設置後も、 母子保健を担う部署として協働・連携して事業 を実施していく。

- 6 -